

環境影響評価（環境アセスメント） に係る三鷹市の取り組み

平成20年 8 月24日

生活環境部環境対策課長

環境影響評価(アセス)の流れ

平成15年7月 環境影響評価方法書

環境へ影響を及ぼす要素を決定し、調査手法と予測及び評価の手法を定めています。

●例えば、騒音については、

- 1 自動車走行による騒音、換気所からの騒音、工事中の騒音が考えられます。(⇒対象を特定)
- 2 現地調査を実施して現状がどうなっているか、騒音の基準に適合しているかを確認するための方法を示します。
- 3 工事中や事業実施時の自動車走行、換気所の騒音がどの位になるかを予測する方法を示します。
- 4 予測した結果をどのように評価するかその手法を示します。

平成18年6月 環境影響評価準備書

環境影響評価方法書に基づいて、

- ①環境調査を実施した結果
- ②環境影響についての予測・評価
- ③環境保全のための措置 などを記載しています。

外環での予測評価項目は、18項目になっています。

準備書に対して、三鷹市長は、総括的事項と個別事項（18項目）及び環境保全に資する取り組みについて意見を述べています。

《次に個別事項について、概略を説明します。》

個別事項(18項目)

1 大気質	7 地盤	13 生態系
2 騒音	8 日照阻害	14 景観(主要な眺望及び景観資源並びに主要な眺望景観)
3 振動	9 電波障害	15 景観(市街地の地域景観)
4 低周波音	10 動物	16 史跡・文化財
5 水循環	11 植物(重要な種及び群落)	17 人と自然の触れ合いの活動の場
6 地形及び地質	12 植物(緑の量)	18 廃棄物

1 大気質

準備書では

環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、都内の多くの道路で環境基準を上回る状況にあり、ジャンクション・インターチェンジ出入り口等で、局所的に環境基準が上回ることが予測される。これらのポイントについては、具体的な対応を提示・公表し、環境に影響があるときは対策を講じること。
- ② 換気所については、設置は望まないと主張し、沿線各区市で環境負荷の応分の負担をするよう求めてきた。設置する場合は、最新技術の導入や施設の縮小化等により、地域への影響を最小限にすること。

他

2 騒音

準備書では

必要な環境保全措置(消音装置や遮音壁、防音パネルの設置等)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 20mの環境施設帯では騒音の影響が懸念される箇所もあるので、さらに拡幅すること。
- ② 遮音壁や遮音パネルの設置は、適正な材質の選択と最新技術を導入すること。
- ③ 堀割部の騒音対策として蓋掛けをすること。
- ④ インターチェンジの立体構造により騒音の反射が周辺に影響を及ぼす可能性があることから防音対策を講じること。 **他**

3 振動

準備書では

環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 北野二丁目の振動は、昼夜30dB前後であったものが、昼夜とも50dB前後になっている。要請限度未満とはいえ、この増加は、住民に著しい影響を生じる恐れがある。
振動の増加幅が大きい地域に対しては対策を講じること。
- ② 夜間工事は原則的に行わないと考えているが、行う場合には、住民生活への影響を最小限にすること。
- ③ 資材等の運搬による振動についても、特に夜間には配慮すること。

他

4 低周波音

準備書では

環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 低周波音の予測結果は参考値(基準の目安)に近い値になっている。事業実施後に超えることも考えられることから、対策について検討すること。
- ② 換気所の低周波音は類似事例により予測をしていることから実際に稼動後の実測値や苦情等により対策を講じること。

他

5 水循環

準備書では

必要な環境保全措置(地下水流動保全工法)を実施すること
で、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲
内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 周辺には浅層地下水を水源とする浅井戸がいくつかあり、
これらの影響が懸念される。実態調査を行い、掘削工事以後
と比較し影響が認められた場合には、対策を講じること。
- ② 地下水流動保全工法は実施例が少ないことから、更なる調
査・研究を行うこと。
- ③ 周辺には深井戸がないとあるが、数箇所存在し、地表式又
は掘割式、地下式の道路により帯水層の一部が分断されると
思われる。影響が判明した場合には対策を講じること。 他

6 地形及び地質

準備書では

必要な環境保全措置(湧水池及び湧水保全のための代替地及び代替水源の確保、記録の保存)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価(⇒八の釜の湧水地)

市長意見では

- ① 周辺では、重要と判断される場所は存在しないとあるが、地表式又は掘割式、地下式の構造で計画されていることから、環境の保全に配慮すること。

7 地盤

準備書では

必要な環境保全措置(地下水流動保全工法)を実施すること
で、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲
内で回避又は低減しているものと評価(⇒八の釜の湧水地)

市長意見では

- ① 三鷹市域に一部軟弱地盤が存在するため、地盤沈下の恐れがある。地表式又は掘割式、地下式の道路工事により地下水の流れが変化し影響が生じる可能性も否定できないことから、事前・事後の調査を実施し、地盤の状況を把握すること。
- ② 異常な沈下量を確認された場合には情報提供を行うこと。

他

8 日照阻害

準備書では

環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 中央自動車道に接続する高架構造物や換気所によって、周囲への日照阻害が起きないように十分配慮し、日照阻害について住民の理解を得ること。

9 電波障害

準備書では

環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 一部電波障害が予測されるので、関係者と協議を行い、必要な改善策を講じること。

10 動物

準備書では

必要な環境保全措置(夜間照明の適正化、生息域の確保)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価(⇒八の釜の湧水地)

市長意見では

- ① 三鷹市で対象となる重要な種や生息地はないが、夜間照明による小動物への影響(光害)が発生しないよう十分配慮して照明を設置すること。

11 植物(重要な種及び群落)

準備書では

必要な環境保全措置(移植や生息地の確保)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 夜間照明による植物への影響(光害)が発生しないよう十分配慮して照明を設置すること。

12 植物(緑の量)

準備書では

必要な環境保全措置(緑化による緑の量の回復)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 多くの都市農地が喪失されることから、周辺で営農を希望する農家のため、代替農地の斡旋や農地の付替え等、緑の創出に向けた新たな対策を講じること。
 - ② 中央ジャンクション部に可能な限り蓋掛け構造とし、上部を緑豊かな環境保全空間として整備すること。
 - ③ 市の目指す「緑と水の公園都市」の公園的空間を創出すること。
- 他

13 生態系

準備書では

必要な環境保全措置(生息・生育環境の代償)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 植物、小動物の生息地の一部消失、縮小が生じないよう対策を講じること。

14 景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)

準備書では

環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 周辺地区(牟礼の里公園)は、三鷹では緑の豊かな地域であり、緑の景観の維持・保全に最大限留意すること。

15 景観(市街地の地域景観)

準備書では

必要な環境保全措置(デザイン、色彩、緑化等により周辺環境との調和を図ること)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 構造物の露出を最小限とし、緑で覆うなど公園的空間を創出すること。
- ② 仙川の横断部については、開削区間となっていることから、河川ルートの確保及び仙川と一体整備による親水公園等の整備を検討し、水辺の景観を創出すること。
- ③ 換気所の景観を損なわない形状、デザインを工夫すること。

16 史跡・文化財

準備書では

必要な環境保全措置（湧水池及び湧水保全のための代替地及び代替水源の確保、記録の保存）を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 北野遺跡や第五中学校遺跡があるが、ジャンクション建設により、消失する。具体的保全対策を示し、対策を講じること。発掘調査後の展示施設を換気所施設に併設するなど埋蔵文化財の公開を積極的に進めること。

17 人と自然の触れ合いの活動の場

準備書では

必要な環境保全措置(遊歩道等の付け替えや水源の確保、自然資源の代償等)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 仙川遊歩道や北野スポーツ施設等についても代替機能を確保すること。
- ② 建設には10年を要するとされ、ジャンクション周辺は巨大工事現場となり、市民の安全や自然との触れ合いの場が重要となることを踏まえ、万全の対策を講じること。

18 廃棄物

準備書では

必要な環境保全措置(再利用及び再資源化、掘削土の酸化対策等)を実施することで、環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減しているものと評価

市長意見では

- ① 再利用されない建設汚泥が約113万m³となっているが、減量、再資源化を行い最終処分量を低減すること。
- ② 掘削土の一時保管で土壌から溶出された金属(六価クロム、カドミウム等)について、2次被害が発生しないように適正に管理・処理をすること。

市長意見の作成から提出まで

議会(委員会)等の意見

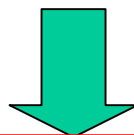
環境保全審議会、都市計画審議会の諮問・答申や意見
各課の意見

特に大気質、騒音は、学識経験者の意見を参考にしました。

大気質：東京大学生産技術研究所准教授 大岡龍三 氏

騒音：東京大学生産技術研究所准教授 坂本慎一 氏

市長意見の確定



平成18年10月5日、東京都知事に「市長の意見」を提出

環境影響評価書の作成

準備書の説明会

各区市長の意見

都民の意見

知事の意見

審議会の答申

環境影響評価書

環境大臣の意見

国土交通大臣
の意見

必要な場合

《修正》

公示・縦覧

環境影響評価書準備書を市民や自治体等に公表し、意見を求め、調査が不足する部分や評価に誤りがないかの確認を行って、再調査を含めて内容を修正します。

⇒修正したものが、環境影響評価書になります。